

平成23年第6回邑南町議会定例会(第11日)会議録

1. 招集月日 平成23年 8 月 23 日 告示
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成23年 9 月 15 日 (木) 午前 9 時 30 分
閉会 午後 10 時 16 分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	亀 山 和 巳	9 番	日 高 學
10 番	石 橋 純 二	11 番	高 本 勝 藏	12 番	山 中 康 樹	13 番	三 上 徹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明	16 番	松 本 正		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15 名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	亀 山 和 巳	9 番	日 高 學
10 番	石 橋 純 二	11 番	高 本 勝 藏	12 番	山 中 康 樹	13 番	三 上 徹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明	16 番	松 本 正		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石 橋 良 治	副町長	桑 野 修	総務課長	藤 間 修
定住促進課長	原 修	企画財政課長	沖 幹 雄	情報推進課長	小 林 雅 博
町民課長	服 部 導 士	税務課長	三 上 俊 二	福祉課長	三 上 洋 司
農林振興課長	坂 本 敬 三	商工観光課長	東 義 正	建設課長	田 中 節 也
水道課長	上 田 英 至	保健課長	日 高 誠	会計管理者	安 原 賢 二
瑞穂支所長	藤 田 憲 司	羽須美支所長	福 田 誠 治	教育委員長	河 野 義 則
教育長	土 居 達 也	学校教育課長	細 貝 芳 弘	生涯学習課長	森 岡 弘 典
農業委員会長	田 中 正 規	監査委員	實 田 讓		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 屋 原 進 事務局係長 日 高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
14 番	長谷川 敏 郎	15 番	日 高 勝 明

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成23年第6回邑南町議会定例会議事日程(第11日)

平成23年9月15日(木) 午前 9 時 3 0 分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 陳情の委員長報告

陳情第 1 号 地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情

日程第3 議案の討論、採決

議案第 86 号 平成22年度邑南町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 87 号 平成22年度邑南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 88 号 平成22年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 89 号 平成22年度邑南町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 90 号 平成22年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 91 号 平成22年度邑南町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 92 号 平成22年度邑南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 93 号 平成22年度邑南町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 94 号 邑南町町営バス条例の一部改正について

議案第 95 号 邑南町バス料金条例の一部改正について

議案第 96 号 邑南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第 97 号 邑南町まちづくり推進基金条例の一部改正について

議案第 98 号 邑南町集会所条例の一部改正について

議案第 99 号 邑南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

議案第100号 邑南町税条例等の一部改正について

議案第101号 邑南町辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について

議案第102号 平成23年度邑南町一般会計補正予算第2号について

議案第103号 平成23年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について

議案第104号 平成23年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第2号について

議案第105号 平成23年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号について

議案第106号 平成23年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第2号について

議案第107号 平成23年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第2号について

議案第108号 平成23年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第2号について

日程第4 閉会中の継続審査・調査の付託

日程第5 議員派遣について

平成23年第6回邑南町議会定例会追加議事日程(第11日)

平成23年9月15日(木)

追加日程第1 議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

発議第2号 邑南町議会基本条例の一部改正について

発議第3号 地方消費者行政充実に対する国の実効的支援を求める意見書の提出について

平成23年第6回邑南町議会定例会(第11日)会議録

平成23年9月15日(木)

—— 午前9時30分 開議 ——

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

開議宣告

- 議長(松本正) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成23年第6回邑南町議会定例会第11日目の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(松本正) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。14番長谷川議員、15番日高勝明議員、お願いをいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 陳情の委員長報告

- 議長(松本正) 日程第2、陳情の委員長報告を議題といたします。本定例会において陳情第1号、地方消費者行政を充実させ、充実させるため地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情の審査が教育民生常任委員会に付託されております。この審査結果について、委員長の報告を求めます。常任委員長。
- 日高勝明委員長 今会期の初日に教育民生常任委員会の方へ付託をいただいております陳情の件でございますが、会期内に審査を終えましたので、本日ここにご報告を申しあげ皆さま方のご理解を賜りたいと思います。朗読をさせていただきます。邑南町議会議長松本正様、教育民生常任委員会委員長日高勝明。陳情審査報告書、本委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。記、陳情審査報告について。受理番号、陳情第1号。付託年月日、平成23年9月5日。件名、地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情。審査結果は採択でございます。委員会の意見を申しあげます。この陳情は島根県弁護士会熱田雅夫会長から提出したものである。陳情の要旨は消費者行政の充実のため政府等に対して意見書の提出を求めるものである。高齢化した消費者が多い本町にあっても悪質な訪問販売等による被害者は後を断たない。消費者行政の充実強化は喫緊の課題である。委員会は町民、消費者を護る立場から本陳情を採択し、国に意見書を提出することが適当との全委員の賛同を得た。措置としましては、会議規

則第94条によりまして衆議院議長、参議院議長並びに関係大臣に対して意見書を提出することが適当である。以上のとおりでございますのでご賛同いただきますようお願いをいたします。

●議長(松本正) 以上で委員長報告は終了いたしました。委員長方向、報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、質疑を終わります。

(委員長降壇)

●議長(松本正) これより討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので討論を打ち切り、これより採決に入ります。陳情第1号の委員長報告は採択とすべきものであります。委員長報告のとおり、採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員挙手、全員賛成。よって、陳情第1号地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情につきましては委員長報告のとおり、採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 議案の討論・採決

●議長(松本正) 日程第3、議案の討論、採決。これより議案の討論、採決に入ります。始めに、議案第86号に対する討論に入りますが、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようでございますので討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第86号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。よって、議案第86号平成22年度邑南町一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。続きまして、議案第87号に対する討論に入ります。始めに、反対討論は、はい。反対討論ありませんか。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(松本正) 14番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 国民健康保健の会計に対して、決算に対して反対討論を行います。邑南町では平成21年、22年の2年間に渡って大幅な連続値上げが行われました。この値上げに対して、私は反対討論で国民健康保険は平成16年の国民健康保険中央会の調査でも概に10、10.2%に、となり現在さらに上昇し、払える限度を超えていると言わざるおえないと指摘しました。例えば協会健保は健康保険法第160条で一般保険料率は千分の30から千分の100。つまり最高10%までと法定上の上限があります。今、この2年間の値上げで大幅な税率アップにより、アップになっております。原因としては制度改正の影響もありますけれども一昨、2年前の見積りの

誤りや合併時の矛盾を拡大に手を付けてこなかったことが大きな要因であることは明らかであります。こうした要因を加入者に一気に責任転嫁することは問題だと思います。そしてこの大幅な税率アップによって、急激な税率アップによって滞納が増え、運営が困難になることは避けなければならないと指摘しました。しかし事実として平成22年度の決算を見ると滞納が過年度分で789万、現年分で708万の収入未済となり、合わせて千567万円の大幅な滞納が増えています。国民健康保険は元々失業したりパートやフリーターで雇用主が健保を適用しない。そういう不安定な雇用の人々、さらに年金生活者など全ての町民の命を守る最後の砦となっています。この国民健康保険に一般財源を投入することに対して反対の声もありますけれども一年間の異動を決算してみると国民健康保険に加入してきた人は410人、国民保険から異動した人が430人、合わせて840人。それに全体の3千250人を足すと約4千人になり町民の3分の1にあたります。この人達の命の砦を守ることは非常に大事だと思います。同時にこの間の不況の中で国民所得の、町民所得の大幅な減少がでてきております。また基金の問題について、今全国の多くの自治体では国民健康保険の運営が大変で基金が底をつき、繰入が当然となっております。これは本来的には国の大きな責任がありますけれどもそうした中で言わば大きな基金を持って安定する、を持つべきではありません。加入者に還元すべきであると思います。以上を述べてこの大幅値上げについては是非とも執行部では検証をし、加入者にどういう負担になったか、さらに今後どういう国民健康保険の運営を果たすのか2年という急激な短い時間に大幅値上げで問題を解決をしようとしたことに誤りが無かったかなどについて検討をしていただきたいことを述べ反対討論といたします。

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第87号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

●議長(松本正) 賛成多数によって、議案第87号平成22年度邑南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。続きまして、議案第88号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第88号の賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。議案第88号平成22年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。続きまして、議案第89号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第89号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。よって、議案第89号平成22年度邑南町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。続きまして、議案第90号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第90号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。よって、議案第90号平成22年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。続きまして、議案第91号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第91号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。よって、議案第91号平成22年度邑南町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。続きまして、議案第92号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第92号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。よって、議案第92号平成22年度邑南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。続きまして、議案第93号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第93号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(松本正) 全員賛成。よって、議案第93号平成22年度邑南町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、原案のとおり認定すること、することに決定をいたしました。続きまして、議案第94号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第94号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(松本正) 全員賛成。よって、議案第94号邑南町町営バス条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第95号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第95号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(松本正) 全員賛成。よって、議案第95号邑南町バス料金条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第96号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第96号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(松本正) 全員賛成。よって、議案第96号邑南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第97号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第97号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(松本正) 全員賛成。よって、議案第97号邑南町まちづくり推進基金条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第98号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(松本正) 14番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議案第98号邑南町集会所条例の一部改正について賛成討論を行います。この問題では議案の質疑の中でも取り上げ、そういう中で教育長から、これは直営から指定管理ということで変化を付けていく第一歩であるという答弁がございました。本来この条例は地域改善事業等を利用するために地区指定が必要であったためできた条例であり目的は既に法の終結によって終わっております。法が切れたもとでは同和施策の特別扱いをするのではなく一般施策に移行すべきだと思います。今回指定管理の中で地域の皆さんとお話し合いをしながら必要な場合は払い下げ、又は指定管理さらに問題になっていたように過重な負担を地元に強いるような施設の運営の委託は止め、他の目的に利用するように変更するべきだと思っております。元々、集会所条例に人権意識の高揚という文言が入ってるのは旧町村でいうと羽須美村だけでした。ですから旧瑞穂では同じ集会所条例でも人権意識の高揚という文言は入っておりません。そうした立場からこの条例は本来見直ししていくべきだと思います。その第一歩だということで評価をしたいと思います。事実こうした条例は特別に作らずに現在ある邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園条例、この条例に含めるべきではないかと考えております。事実、既に邑南町では邑南町自治会館修繕費補助金交付要綱の中には自治会の修繕に要する経費の一部を自治会に対して助成することを決めておりますけれども、その中にはこの要綱において自治会館とは邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園条例に規定する自治会館又は邑南町集会所条例に規定する集会所で自治会の活動拠点となっているものをいうというふうに定義をされており、既に修繕費の補助については同一扱いになっております。ですから一日も早くこの集会所条例を廃止して集会所条例に統一、あのう、本来の条例に集約することを要望を申しあげて賛成討論といたします。

●議長(松本正) 反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第98号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。よって、議案第98号邑南町集会所条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第99号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第99号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。よって、議案第99号邑南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改



正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第１００号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（松本正） 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（松本正） 無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第１００号に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

●議長（松本正） 全員賛成。よって、議案第１００号邑南町、邑南町条例、邑南町税条例等の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第１０１号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（松本正） 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（松本正） 無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第１０１号の賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

●議長（松本正） 全員賛成。よって、議案第１０１号邑南町辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第１０２号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（松本正） 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（松本正） 無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第１０２号に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

●議長（松本正） 全員賛成。議案第１０２号平成２３年度邑南町一般会計補正予算第２号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第１０３号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（松本正） 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（松本正） 無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第１０３号に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

●議長（松本正） 全員賛成。よって、議案第１０３号平成２３年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第２号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第１０４号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（松本正） 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第104号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(松本正) 全員賛成。よって、議案第104号平成23年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第105号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第105号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(松本正) 全員賛成。よって、議案第105号平成23年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第106号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第106号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(松本正) 全員賛成。議案第106号平成23年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第107号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第107号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(松本正) 全員賛成。議案第107号平成23年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第108号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第108号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(松本正)** 全員賛成。議案第108号平成23年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。ここで暫時休憩に入らせていただきます。

—— 午前10時00分 休憩 ——

—— 午前10時01分 再開 ——

(追加日程の配布)

~~~~~○~~~~~

日程の追加 議長発議

- 議長(松本正)** 再開をいたします。ここでお諮りをいたします。先ほど、長谷川議員の他6名の議員の方から、発議第2号邑南町議会基本条例の一部改正について。中村議員の他6名の議員の方から、発議第3号地方消費者行政充実に対する国の実効的支援を求める意見書の提出について。以上2件の発議が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(松本正)** 異議なしと認めます。よって、発議第2号邑南町議会基本条例の一部改正について。発議第3号地方消費者行政充実に対する国の実効的支援を求める意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 追加日程第1 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(松本正)** 追加日程第1、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。初めに、発議第2号邑南町議会基本条例の一部改正についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。14番長谷川議員。

(議員登壇)

- 長谷川議員(長谷川敏郎)** 発議第2号邑南町議会基本条例の一部改正について提案説明をいたします。朗読提案説明を行います。発議第2号、平成23年9月15日、邑南町議会議長松本正様。提出者、邑南町議会議員長谷川敏郎。賛成者、同、三上徹。賛成、同、石橋純二。同、日高勝明。同、山中康樹。同、日高學。同、辰田直久。邑南町議会基本条例の一部改正について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。条例、改正の条例を朗読いたします。邑南町議会基本条例の一部を改正する条例。邑南町議会基本条例、括弧、平成19年邑南町条例第51号、括弧、の一部を次のように改正する。第8条を次のように改める。括弧、法律第96条第2項の議決事件、括弧。第8条地方自治法、括弧、昭和22年法律第67号、括弧。第96条第2項の議決、議会の議決事件については、次のとおり定める、定めるものとする。括弧1、基本構想、括弧、邑南町における総合的かつ計画的な行財政及び町政の運営を図るための構想をいう。括弧、の制定及び改廃に関すること。括弧2、基本計画、括弧、第1号の規定に基づく基本構想を実施するための計画をいう。括弧、の制定及び改廃に関すること。附則1、この条例は、公布の日から施行する。2この条例の施行の際現に制定されている基本構想及び基本計画については、この条例による改正後の第8条の規定により議決されたものとみなす。次のページに貸借対象表、新旧対照表を付けております。この変更は地方分権の改革推進計画に基づいて市町村の基本構想に関する規定を削除されたことにより、これまで議決事項にしていた基本構想と、に基づく基本計画について、またあわせて次世代育成支援行動計画、地域保健福祉計画について、を具体的に明示せずに改正をするものでございます。どうかよろしく願いいたします。

- 議長(松本正) 以上で、提出者の説明は終了いたしました。本件に対する質疑はありませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(松本正) 無いですので、質疑を終わります。  
(議員降壇)
- 議長(松本正) これより討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(松本正) 賛成討論はありませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(松本正) 無いですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。発議第2号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議長(松本正) 全員賛成。よって、発議第2号 邑南町議会基本条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、発議第3号 地方消費者行政充実に対する国の実効的支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。3番中村議員。  
(議員登壇)
- 中村議員(中村昌史) 発議第3号を提案をさせていただきます。平成23年9月15日、邑南町議会議長松本正様。提出者、邑南町議会議員中村昌史。賛成者、邑南町議会議員日高勝明。同、邑南町議会議員長谷川敏郎。同、邑南町議会議員山中康樹。同、邑南町議会議員石橋純二。同、邑南町議会議員清水優文。同、邑南町議会議員宮田秀行。地方消費者行政充実、充実に対する国の実効的支援を求める意見書の提出について。上記の議案を別、別紙とおり会議規則第13条の規定により提出します。提案理由でございますが、先ほど陳情審査のおりにご報告がありましたように、意見書を提出することが適当であるとの採択がされましたので、その趣旨に基づきまして、この意見書を提案するところでございます。一枚捲ってください。詳細については意見書を朗読をさせていただきます。地方消費者行政充実に対する国の実効的支援を求める意見書。現在、国による地方消費者行政の充実策、充実策が検討されているが、地方で、他方で地域主権改革の議論が進む中で、地方消費者行政に対する国の役割、責任が不明確となることが懸念される。もとより地方自治体が独自の工夫努力によって消費者行政を充実させることは当然であるが、これまで消費者行政を推進する中央官庁が存在しなかったこともあり、消費者行政に対する地方自治体の意識や体制には格差がある。現在、国からの支援として、地方者、地方消費者行政活性化交付金、住民生活に光りを注ぐ交付金が存在するが、いずれも期間限定の支援に留まっており、相談員や正規職員の増員による人的体制強化等継続的な経費への活用には自ずと限界がある。よって、邑南町議会は、国会及び政府に対し、地方消費者行政の支援について次の事項を要請する。1 実効的な財政措置、国は、地方自治体の消費者行政の充実に確実につながるよう、一定の幅を持たせながらも用途を消費者行政と明示した継続的かつ実効的な財政支援を行うこと。2 地方自治体にとって利用しやすい制度枠組みの提示、地方自治体が身近で専門性の高い消費、消費生活相談窓口を消費者に提供するという観点から、国は、県と市町村とが広域的に連携して相談窓口を設置する方策など、地方自治体にとって利用しやすい制度枠組みを提示すること。3 消費生活相談員任用制度の創設、消費者が安心して相談できる消費生活相談窓口の充実強化を図るために、安定して勤務できる専門職任用制度の整備を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成23年9月15日、島根県邑南町議会。意見書の提出先でございますが、敬称を略して申しあげます。衆議院議長横路、横

路孝弘、参議院議長西岡武夫、内閣総理大臣野田佳彦、総務大臣川端達夫、財務大臣安住淳、内閣府特命担当大臣消費者担当山岡賢次。以上のところへ、この意見書を届けようとするものでございます。全議員の皆さん方のご賛同をいただき、適切な議決を賜りますようお願いをいたします。

- 議長(松本正) 以上で、提出者の説明は、終了いたしました。本件に対する質疑はございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(松本正) 無いようでございますので、質疑を終わります。  
(議員降壇)
- 議長(松本正) これより討論に入ります。始めに、反対討論はありますか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(松本正) 賛成討論はありますか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(松本正) 無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。発議第3号の賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議長(松本正) 全員賛成。よって、発議第3号、地方消費者行政充実に對する国の実効的支援を求める意見書の提出につきましては、原案のとおり決定をいたしました。意見書は、後日、政府関係機関に送付いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第4 閉会中の継続審査・調査の付託

- 議長(松本正) 日程第6、閉会中の継続審査調査の付託についてを、改めます、日程第4、閉会中の継続審査調査の付託についてを議題といたします。各委員長によりお手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続審査調査の申し出がありました。お諮りをいたします。各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査調査に付することに、ご異議はありますか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長(松本正) 異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査調査に対する、付することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第5 議員派遣について

- 議長(松本正) 日程第5、議員派遣についてを議題といたします。お諮りをいたします。邑南町議会規則第119条第1項の規定により、お手元の配布のとおり、議員を派遣いたしたいと存じます。これに、ご異議はありますか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議長(松本正) 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元の配布のとおり、議員を派遣することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

閉会宣告

- 議長(松本正) 以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。お諮りをいたします。本定例会に付議されました案件は全て議了いたしましたので、これをもって閉会といたしたいと思いますが、これにご異議はありますか。
(「異議なし」の声あり)

●議長(松本正) 異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。以上をもちまして、本日の会議を閉じます。これもちまして、平成23年第6回邑南町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦勞様でございました。

—— 午前10時16分 閉会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員